

2023年5月9日

JR北海道グループ団体保険

団体総合生活保険 医療補償・所得補償ご加入の皆様へ

(株)北海道ジェイ・アール商事
JR北海道グループ保険センター

新型コロナウイルス感染症における「入院の特別取扱い」について

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様および関係者の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）」上の位置づけが「五類感染症」に変更となりました。
JR北海道グループ団体保険である「団体総合生活保険」の取扱保険会社である東京海上日動火災保険株式会社（以下 東京海上日動）より、以下のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

《内容》

東京海上日動は、2020年4月より実施している入院の特別取扱い（以下「みなし入院」(*1)）を2023年5月7日（日）をもちまして終了いたしました。

契約始期日に関わらず、2023年5月8日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方については、約款上の「入院」(*2)に該当した場合に、入院保険金等のお支払い対象となります。

<入院保険金等のお支払い対象>

診断日	ケース		
	病院または診療所に 入院された場合 (約款における 取扱い)	宿泊施設または自宅で療養された場合 (入院の特別取扱い:「みなし入院」)	
		重症化リスクの 高い方(*3)	左記以外の方
2022年9月25日（日）まで	○ お支払い対象	○ お支払い対象	○ お支払い対象
2022年9月26日（月）から(*4) 2023年5月7日（日）まで	○ お支払い対象	○ お支払い対象	× お支払い対象外
2023年5月8日（月）以降	○ お支払い対象	× お支払い対象外	× お支払い対象外

(*1) 医師等の管理下において宿泊施設または自宅で療養をされた場合に、「入院」と同等に取り扱うものです。約款上の「入院」には該当しないものの、社会情勢を踏まえた時限的な措置として実施した経緯にあります。

(*2) 当社約款においては、「医師による治療が必要であり、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入院し、常に医師の管理下において治療に専念する」場合に入院保険金等をお支払いする旨定めております。

(*3) 「重症化リスクの高い方」とは、発症届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」「妊娠されている方」になります。

(*4) 2022年9月26日（月）の「みなし入院」の対象見直しにつきましては、2022年9月9日（金）ニュースリリース「新型コロナウイルス感染症における「入院の特別取扱い」の対象について」(https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/release/pdf/220909_02.pdf) をご参照ください。

1. 対象商品

団体総合生活保険（医療補償・所得補償）

2. 見直しの背景等

2023年5月8日（月）から、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の「五類感染症」に位置づけられました。

これにより、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザ等と同様の位置づけとなります。また、感染症法の規定を根拠に講じられている「入院措置・勧告」等も適用されないこととなります。弊社は、こうした点を踏まえ、2023年5月8日（月）以降に診断された場合について「みなし入院」を終了いたしました。

弊社は、一刻も早くこの事態が終息し、皆様が安心して過ごせる日々が戻ってくることを心から願っております。

【保険金のご請求について】

保険金のご請求につきましては、WEB または電話にてご請求ください。

	インターネット	電話
事故受付センター (東京海上日動安心 110 番) 受付時間：24 時間 365 日		0120-720-110

※ 本対応のほか、この度の新型コロナウイルス感染症に関連した情報は、弊社ホームページ (www.tokiomarine-nichido.co.jp) に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。
以上

お問い合わせ先

代理店：JR 北海道グループ保険センター (NTT)011-805-0045 (JR)021-3057 (平日 8:50-17:25)

保険会社：東京海上日動火災保険株式会社 札幌支店営業第一課 011-271-7341 (平日 9:00-17:00)